

国外研究報告書

氏名 経済学部 足立 清人

研修先	Università degli Studi di Perugia, Dipartimento di Giurisprudenza (ペルージャ大学：イタリア)
研修課題	古代ローマ土地法の研究と、現代民法学と SDGs の議論の受容
招聘期間	2023 年 4 月 1 日から 2023 年 8 月 31 日 (153 日間)
研究活動の概要及び成果	
1. ペルージャ大学法学部 (Università degli Studi di Perugia, Dipartimento di Giurisprudenza) で、2023 年 4 月 1 日から 8 月 31 日まで、visiting professor として在外研究を行った。受入教員は、ペルージャ大学法学部ナバッラ (Marialuisa Navarra) 教授である。 2. 古代ローマにおける所有権一特に、土地所有権の性格や有り様について関心をもち、研究を進めている。古代ローマにおいて、土地の境界がどのように確定されていて、土地の境界について争いが生じた場合に、どのように解決されたのか、という観点から、古代ローマにおける土地所有権の性格や有り様を具体的に解明しようと考えている。 かつて、古代ローマの所有権の性格については、絶対所有権なのか、相対的所有権なのか、について争いがあった。現在、その議論の見直しが行われている (たとえば、Francesco Giglio, <i>The Concept of Ownership in Roman Law</i>, SZ Röm.Abt.135 pp.76 を参照)。私は、以前、相対的所有権の立場に立っていたが、現在の問題関心は、そのような枠組みを超えて、土地所有権が具体的にどのように把握されていたのかを解明することが必要であると考え。ペルージャ大学法学部での在外研究では、その研究をさらに深化させる。なお、当該テーマについては、既に、「ローマの境界線確定訴訟 (actio finium regundorum) について・序説 —Focke Tannen Hinrichs と Rolf Knütel の論争の紹介を中心に—」(Die Einführung zur actio finium regundorum —besonders in der Einstellung des Fokus auf die Kontroverse zwischen Focke Tannen Hinrichs und Rolf Knütel) 明治学院大学法学研究 98 号 285 頁 (2015 年 1 月) で、研究の途中成果を公表している。 なお、当該観点への着目は、現代日本における境界問題、具体的には、日本民法における境界に関わる問題 (たとえば、境界付近の土地をめぐる取得時効と登記の問題など) から着想を得たものである。したがって、当該観点および当該問題関心は、対象は古典古代の時期のローマ法 (私法) ではあるが、現代の日本民法とも関わる問題である、ということができる。 3. ペルージャ大学法学部では、次の本と資料の読みこみを進めた。 ○Focke Tannen Hinrichs, <i>Die Geschichte der gromatischen Institutionen</i>, 1974 ○Lauretta Maganzani, <i>Gli agrimensori nel processo private romano</i>, 1997 ○Massimiliano Vinci, <i>Fines regere Il regolamento dei confini dall'età arcaica a giusitniano</i>, 2004 ○Rolf Knütel, <i>Die actio finium regundorum und die ars gromatica</i>, in : <i>Die römische Feldmesskunst:Interdisziplinäre Beiträge zu ihrer Bedeutung für die Zivilisationsgeschichte Roms</i>, 1992 ○Focke Tannen Hinrichs, <i>Zur Geschichte der Klage finium regundorum</i>, SZ Röm.Abt.ss.243, 2013 また、受入教員である Navarra 教授からご教示を受けた次の本を読み始めた。 ○Antonio Palma, <i>Iura vicinitatis solidarietà e limitazioni nel rapporto di vicinato in diritto romano dell'età classica</i>, 1988 ○Maria Miceli, Laura Solidoro, <i>In tema di proprietà:il modello romano nella tradizione giuridica</i>, 2021 以上の本や資料を、読み進める過程で、前述の観点で研究を進めるためには、まずは、土地の境	

界を確定する役目を担う *ensor*（土地測量人）の職務を、史料に即して、整理し明らかにすることが必要であり、その上で、土地の境界を確定する *actio finium regundorum*（境界確定訴訟）の検討に進むことが、研究の手順であることを確認した。なお、*actio finium regundorum* の具体的な検討に入る前に、古代ローマにおける境界（*finis, confinium*）とは一体何を意味したのか、また、境界確定に関わる訴訟（*actio finium regundorum*）と土地所有権に関わる訴訟（*rei vindicatio*）はどのような関係にあったのか、という問題について、史料に即して、整理することが必要である。*ensor* の職務の整理は、前述した Maganzani に従って、次のように整理する予定である。すなわち、*iudex*（審判人）としての *ensor*, *advocatus*（弁護人）としての *ensor*, 助言者としての *ensor* である。

上記の書籍と、それ以外の資料と史料を検討したうえで、まずは、*ensor* の職務について整理して、その成果を公表して、そのうえで、*actio finium regundorum* の問題の検討に取りかかる。私は、2年以内に、可能であれば、ペルージャ大学の紀要で、研究成果を発表させていただく予定である。

4. ペルージャ大学法学部での在外研究中、私は、ペルージャ大学の図書館におけるローマ法に関わる書棚、現代イタリア民法に関わる書棚、そして、1階の雑誌庫における学術雑誌をチェックさせていただいた。書籍・雑誌ともに、日本の図書館でも、さらに、インターネットでも見られるものだが、実際に手に取って閲覧することで、新たな発見もあり、研究に対しての意欲を高めることができた。

5. また、日本で、小学生に向けての法教育（*law-related education*）にも取り組んでいる。契約の拘束力の問題について、ローマ法に何か素材を求めることができないか、と考えて、Navarra 先生に相談したところ、M.Marrone 先生と M. Talamanca 先生のローマ私法の教科書を紹介されたので、その読みこみも進めた。イタリアでは、日本やアメリカで見られるような法教育（*law-related education*）の取組みは行われていないようである。

6. さらに、今回の在外研究では、ヨーロッパにおける法学（・私法学）の変化（コペルニクス的転回）の息吹きを感じることができれば、と考えていた。最近、地球規模での環境変化が生じている。そのような現状を前にして、ヨーロッパにおける法学（・私法学）、そして、私が関心をもつ土地法学でも、伝来的な学問スタイルからは異なる新たな胎動が生じつつある、と感じている。ペルージャ大学法学部の図書館に所蔵している法律雑誌の渉猟から、そのような動きが明らかに胎動しつつあることを感知することができた。

7. 以上、図書館の蔵書、共同研究室、充実した研究環境で、論文作成には至らなかったが、基礎的な研究を進めることができた。在外研究での学びについては、順次、その成果を発表していく。

8. 研究成果の今後の公表計画

【2023 年】

- ・ヨーロッパにおける法学（私法学）の変化に関わる覚書（綱領）論文の公表

【2024 年】

- ・ヨーロッパにおける法学（私法学）の変化に関わる各論論文の公表
- ・古代ローマにおける境界問題に関わる各論文（*ensor* の職務、*actio finium regundorum* の検討など）の公表（継続）

※在外研究報告書の原文は英語で提出した。